

TOPICS 新型コロナワクチン接種についてのお知らせ

64歳以下の方には、6月下旬以降順次接種券をお届けします。
 なお、個別に接種券を発行することは行っておりませんので、何卒ご了承ください。
 接種は国が定める接種の優先順位に従って実施していきます。

ワクチンは全員分確保されていますので、希望者は必ず接種を受けることができます。慌てずに予約をご検討ください。

接種の対象者

接種対象者はワクチンの種類によって決まっています。現在、予防接種法に基づいて接種できるワクチンとその接種対象者は下記のとおりです。
 千葉市からは、千葉市に住民票がある接種対象者に接種券を郵送します。

ワクチンの種類	接種対象者
ファイザー社の新型コロナワクチン (メッセンジャーRNA(mRNA)ワクチン)	接種日時時点で12歳以上の方
武田/モデルナ社の新型コロナワクチン (メッセンジャーRNA(mRNA)ワクチン)	接種日時時点で18歳以上の方

※現時点で、千葉市内の接種会場ではファイザー社のワクチンのみを取り扱っています。

接種は強制ではありません

新型コロナワクチンの接種を受ける方には、接種による感染症予防の効果と副反応のリスクの双方について理解したうえで、自らの意志で接種を受けていただきます。受ける方の同意なく、接種が行われることはありません。
 現在、何かの病気で治療中の方や、体調など接種に不安がある方は、かかりつけ医等とご相談のうえ、接種を受けるかどうかをお考えください。
 また、職場や周りの方などに接種を強制したり、接種を受けていない人に差別的な扱いをすることのないようお願いいたします。

接種の回数と接種の間隔

いずれのワクチンも2回の接種を受けていただく必要があります。
 1回目と2回目は、必ず同じワクチンの接種を受けてください。

ファイザー社の新型コロナワクチン(メッセンジャーRNA(mRNA)ワクチン)
1回目の接種後、通常、3週間の間隔で2回目の接種を受けてください。
 例)1回目を5月1日(土曜日)に受けた場合、2回目は3週間後の同じ曜日である5月22日(土曜日)に受けていただくことが標準となります。
 接種後3週間を超えた場合は、できるだけ速やかに2回目の接種を受けてください。

武田/モデルナ社の新型コロナワクチン(メッセンジャーRNA(mRNA)ワクチン)
1回目の接種後、通常、4週間の間隔で2回目の接種を受けてください。
 例)1回目を5月1日(土曜日)に受けた場合、2回目は4週間後の同じ曜日である5月29日(土曜日)に受けていただくことが標準となります。
 接種後4週間を超えた場合は、できるだけ速やかに2回目の接種を受けてください。

接種の費用

無料(全額公費)で接種できます。

ただし、接種会場までの交通費などは自己負担となります。

接種の順番

接種は、国が定める接種の優先順位に従って、実施していきます。

優先順位	対象者
1	医療従事者等(新型コロナウイルス感染症患者等に頻繁に接する職員)
2	高齢者(65歳以上の方)
3	上記1~2以外の方で、下記に該当する方 ・基礎疾患を有する方 ・高齢者施設等で働いている方 ・60歳以上64歳以下の方
4	上記1~3以外の方

《基礎疾患を有する方の範囲》

下記のいずれかの状態で通院または入院している方

- 慢性の呼吸器の病気 ●慢性の心臓病(高血圧を含む)
- 慢性の腎臓病 ●慢性の肝臓病(肝硬変等)
- インスリンや飲み薬で治療中の糖尿病または他の病気を併発している糖尿病
- 血液の病気(ただし、鉄欠乏性貧血を除く。)
- 免疫の機能が低下する病気(治療や緩和ケアを受けている悪性腫瘍を含む。)
- ステロイドなど、免疫の機能を低下させる治療を受けている
- 免疫の異常に伴う神経疾患や神経筋疾患
- 神経疾患や神経筋疾患が原因で身体の機能が衰えた状態(呼吸障害等)
- 染色体異常 ●睡眠時無呼吸症候群
- 重症心身障害(重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重複した状態)
- 重い精神疾患(精神疾患の治療のために医療機関に入院している、精神障害者保健福祉手帳を所持している、又は自立支援医療(精神通院医療)で「重度かつ継続」に該当する場合)
- 知的障害(療育手帳を所持している場合)

※掲載の内容は急遽変更される場合があります。最新の情報につきましては、接種総合案内サイト「コロナワクチンナビ」または「千葉市のホームページ」をご確認ください。 *2021年7月6日時点の情報です

千葉市コロナワクチン接種コールセンター

☎0120-57-8970

受付時間 8時30分~18時00分 ※土日・祝日を含む(年末年始は除く)

接種券のお届け時期

千葉市に住民票がある接種対象者に、段階的に接種券(クーポン券)を郵送でお届けします。ただし、2009年7月1日以降に生まれた方は、12歳になる月の翌月中旬以降のお届けとなります。

対象者	発送日	お届け時期
65歳以上の方	発送済み	お届け済み
60歳以上64歳以下の方	6月24日(木曜日)	6月25日(金曜日)から6月26日(土曜日)まで
50歳以上59歳以下の方	7月 5日(月曜日)	7月6日(火曜日)から7月10日(土曜日)まで
12歳以上49歳以下の方	7月 9日(金曜日)	7月10日(土曜日)から7月16日(金曜日)まで

64歳以下の方の予約の受付は接種の順番を踏まえ段階的に開始しますので、個別接種または集団接種の予約受付開始日をご確認のうえご予約ください。

接種を受ける手順

接種を受ける手順は下記のとおりです。

- 1 千葉市に住民票がある接種対象者に、段階的に接種券(クーポン券)をお届けします。
- 2 ご自身が予約可能な時期が来たことを市ホームページなどでご確認ください。予約可能な時期は、年齢などによって異なります。
- 3 ご自身が予約可能な時期になったら、接種を受けられる場所や予約方法を接種総合案内サイト「コロナワクチンナビ」などでご確認ください。予約してください。
 千葉市に住民票がない方が千葉市内で接種を受ける際は、届出が必要となる場合があります。
- 4 接種当日は、予約した接種場所に行き、ワクチンの接種を受けてください。ワクチンが無駄にならないよう、体調がすぐれないなどの場合を除き、予約した日時に接種を受けていただきますようお願いいたします。

接種の際は、千葉市から郵送される「**ご自身の新型コロナウィルスワクチン接種券(クーポン券)**」と「**予診票**」、「**本人確認書類**(運転免許証や被保険者証等の氏名等を確認できるもの)」を必ずお持ちになってください。
 ※お持ちの方は「住所地外接種届出済証」も忘れずにご持参ください。
 また、二の腕に接種するため、**肩を出しやすい服装**でお越しください。



接種による健康被害救済制度

一般的に、予防接種では、副反応による健康被害(病気になったり障害が残ったりすること)が、極めて稀ではあるものの、なくすることができないことから、救済制度が設けられています。救済制度では、予防接種によって健康被害が生じ、医療機関での治療が必要になったり、障害が残ったりした場合に、予防接種法に基づく救済(医療費・障害年金等の給付)が受けられます。

新型コロナワクチンの接種についても、健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく救済を受けることができます。詳しくは、右記QRコードより厚生労働省ホームページをご確認ください。



接種を受けられる場所、予約方法

原則として、住民票がある市町村(住所地)の医療機関等で接種を受けていただきます。千葉市では、市医師会の協力により、かかりつけ医など身近な医療機関での個別接種を中心に、補完的に市の公共施設で集団接種を実施します。

【予約開始日】【予約方法】については各医療機関により異なりますので、接種総合案内サイト「コロナワクチンナビ」をご確認ください。



接種総合案内サイト「コロナワクチンナビ」QRコード

コロナワクチンナビは、新型コロナワクチンの接種会場を探したり、どうやって接種を受けるかなどの情報をご提供しています。

千葉市のホームページ
 新型コロナワクチン接種について



新型コロナワクチンの
 個別接種会場のご案内



*接種券をなくしてしまった等の場合の「再発行申請」についてや、住民票がある市町村(住所地)以外での接種の「届出の手続き」について、詳しくは【千葉市のホームページ】に記載されています。

市政についての皆様のご意見・ご要望をお聞かせください!
 すみ隆仁 事務所

すみ隆仁 検索

〒261-0001 千葉市美浜区幸町2-23-1 三桜ビル1階 ☎043-246-5066 ☎043-262-9930
 ✉sumitakahitokouenkai@gmail.com 🌐https://sumitakahitokouenkai.com/

日々の活動内容は Facebook すみ隆仁 検索
 で公開中!

自民党 Lib Dems
 Liberal Democratic Party of JAPAN